

## 市第55号議案

鶴見区大黒町所在土地と同町所在市有土地との交換  
次のように財産を交換する。

令和7年12月4日提出

横浜市長 山中竹春

1 交換する財産の表示

(1) 交換受け財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
鶴見区大黒町18番の60	鉄道用地	m <sup>2</sup> 4,542.00	円 1,214,530,800

(2) 交換渡し財産

土地

所 在	地 目	地 積	評 価 額
鶴見区大黒町18番の61	宅 地	m <sup>2</sup> 4,443.00	円 1,216,049,100

2 交換差金

株式会社ティ・エイチ・アイは、横浜市に、1,518,300円を支払う。

3 交換の相手方

西区みなとみらい二丁目3番5号

株式会社ティ・エイチ・アイ

代表取締役  
社長 川口 真之介

提 案 理 由

財産を交換したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

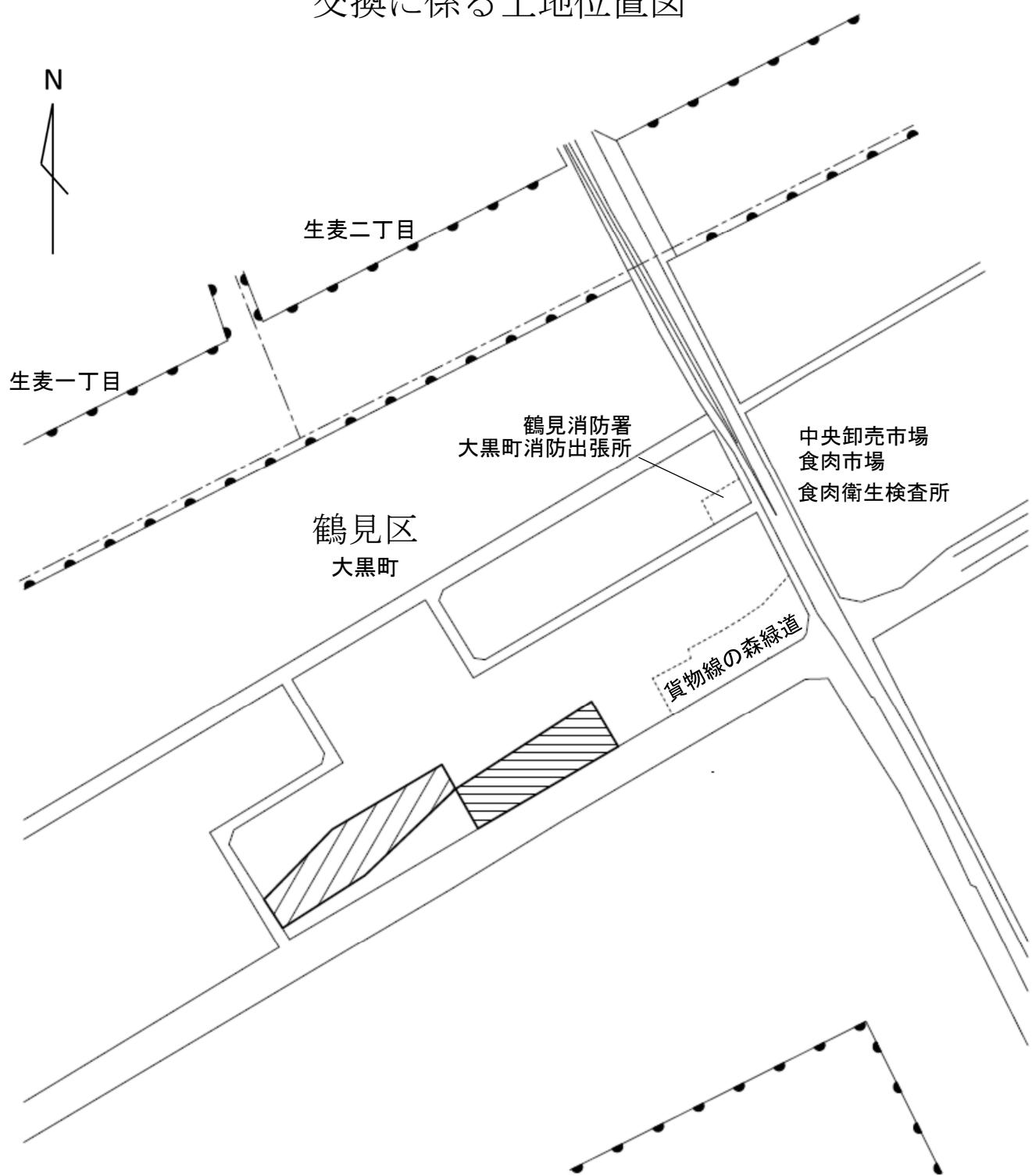
第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第 7 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）

### 交換に係る土地位置図



凡 例	
-----	町 界
	交換受け財産
	交換渡し財産